

令和3年度福岡県
クリーニング師試験問題
(筆 記)

令和3年9月6日

指示があるまで開いてはいけません

【受験上の注意】

- 1 実技試験が終了するまでは、携帯電話等の使用は禁止します。電源を切って配付した封筒の中に入れ、封筒は、カバンにしまうか、または、カバンがない場合は机の上に置いてください。
- 2 机の上には、「受験票」、「筆記用具」、「時計」以外のものを置いてはいけません。
- 3 試験時間は、13時から14時15分までの1時間15分です。
- 4 試験開始後30分間及び試験終了前10分間は退室できません。30分経過してから退室するときは、手をあげて係員に知らせ、答案用紙が回収された後に許可を得て退出してください。
- 5 試験問題（この冊子）は持ち帰って構いません。

衛生法規に関する知識

問1 次の文は、クリーニング業法及び同法施行規則のクリーニング師の免許に関する記述である。文中の（ ）に当てはまる最も適当な語句を同じ番号の語群から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- a クリーニング師の免許を受けようとする者は、申請書に業務を行おうとする場所を記載した書類等を添えて、（①）都道府県知事に申請しなければならない。
- b クリーニング師が免許証を破り、又は汚したときは、その旨を書き、その免許証を添え、（②）に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。
- c クリーニング師は、その本籍又は氏名を変更したときは、（③）に、免許証の訂正の申請を免許を与えた都道府県知事にしなければならない。
- d クリーニング業に関し犯罪を犯して（④）以上の刑に処せられたことによりクリーニング師免許の取消処分を受けた者は、（⑤）に免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。

【語群】

- ① { ア：業務を行おうとする場所のある イ：申請者の住所地の
 ウ：クリーニング師試験合格地の }
- ② { ア：速やか イ：十日以内 ウ：一月以内 }
- ③ { ア：五日以内 イ：十日以内 ウ：速やか }
- ④ { ア：罰金 イ：拘留 ウ：科料 }
- ⑤ { ア：五日以内 イ：速やか ウ：一月以内 }

問2 次の文は、クリーニング業法及び同法施行規則の研修及び講習に関する記述である。文中の（ ）に当てはまる最も適当な語句を同じ番号の語群から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- a クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、（①）後一年以内に（②）が指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受け、その後は、三年を超えない期間ごとに当該研修を受けなければならない。
- b 営業者は、無店舗取次店の営業開始の日から一年以内に、無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中から、その従事者の数に（③）を乗じて得た数の者を選び、（④）が指定した当該業務に関する知識の習得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。
その後は、（⑤）を超えない期間ごとに同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせるものとする。

【語群】

- ① { ア：免許を受けた イ：営業を開始した ウ：業務に従事した }
- ② { ア：市町村長 イ：都道府県知事 ウ：厚生労働大臣 }
- ③ { ア：二分の一 イ：五分の一 ウ：十分の一 }
- ④ { ア：市町村長 イ：都道府県知事 ウ：厚生労働大臣 }
- ⑤ { ア：一年 イ：三年 ウ：五年 }

問3 次の文は、クリーニング業法に規定する営業者の義務に関する記述である。文中の（ ）に当てはまる最も適当な語句を同じ番号の語群から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- a 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び（①）をそれぞれ少なくとも一台備えなければならない。
- b 営業者は、クリーニング所及び業務用の車両並びに業務用の（②）を清潔に保たなければならない。
- c 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、利用者に対し、（③）を明示しなければならない。
- d 営業者は、クリーニング所ごとに、（④）クリーニング師を置かなければならない。
- e クリーニング所を開設しようとする者は、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項を（⑤）都道府県知事に届け出なければならない。

【語群】

- ① { ア：シミ抜き機 イ：脱水機 ウ：仕上げ機 }
- ② { ア：機械 イ：機械及び器具 ウ：設備すべて }
- ③ { ア：洗濯物の処理方法等 イ：破損個所等 ウ：苦情の申出先 }
- ④ { ア：一人以上の イ：複数の ウ：必要数の }
- ⑤ { ア：あらかじめ イ：開設する1週間前まで ウ：開設する1月前まで }

問4 次の文は、クリーニング業法に規定する都道府県知事の権限に関する記述である。文中の（ ）に当てはまる最も適当な語句を同じ番号の語群から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- a 都道府県知事は、営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するものが（①）の疾病にかかり、その就業が（②）上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。
- b 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、クリーニング所又は業務用の車両に立ち入り、営業者の（③）の状況、利用者に対する苦情申出先の明示の状況及びクリーニング師の設置の実施状況を検査させることができる。
- c 都道府県知事は、営業者が（④）に従わないときは、（⑤）その営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止を命ずることができる。

【語群】

- ① { ア：外傷性 イ：心因性 ウ：伝染性 }
- ② { ア：接客 イ：公衆衛生 ウ：健康管理 }
- ③ { ア：衛生措置 イ：届出 ウ：勤務 }
- ④ { ア：指導 イ：勧告 ウ：命令 }
- ⑤ { ア：期間を定めて イ：1週間以内に ウ：1月以内に }

公衆衛生に関する知識

問1 次の文は、公衆衛生の定義及び現状に関する記述である。文中の（ ）に当てはまる最も適当な語句を下記の語群から一つ選び、その記号を回答欄に記入しなさい。

- a 年齢別人口を図示するために年齢階級別人口をヒストグラムとして表し、人口の年齢構成を視覚的に把握できるようにしたものを（①）と言ひ、2019（令和元）年10月1日時点の（①）は、各時代の社会情勢の影響を受けた出生・死亡状況を反映し、第一次ベビーブーム期、第二次ベビーブーム期に出生した70～72歳と45～48歳を中心とした2つの膨らみを持った「（②）」となっている。
- b 1949（昭和24）年に出されたウィンスローによる定義では、「公衆衛生とは、（③）の組織的な努力を通じて、（④）を予防し、生命を延長し、（⑤）及び精神的健康と機能の増進を図る科学であり、技術である。」と述べられている。

【語群】

ア：人口ピラミッド	イ：世代対比表	ウ：W型	エ：つぼ型
オ：共同社会	カ：自治体	キ：疾病	ク：経済的
ケ：肉体的	コ：生活習慣病		

問2 次の文は、保健所に関する記述である。文中の（ ）に当てはまる最も適当な語句を下記の語群から一つ選び、その記号を回答欄に記入しなさい。

- a 保健所は地域の（①）の拠点として位置づけられ、（②）、（③）、環境衛生など、公衆衛生活動の中心的機関として、地域住民の生活と健康に極めて重要な役割を果たしている。
- b 急激な人口の高齢化と出生率の低下、疾病構造の変化、地域住民のニーズの多様化に対応し、サービスの受け手である生活者の立場を重視した地域保健の新たな体系を構築する必要が生じ、1994（平成6）年に（④）が制定された。

（④）において保健所に関する規定が整備され、保健所を地域保健の広域的・専門的・技術的拠点として機能を強化するとともに、保健・医療・福祉の連携の促進を図る観点から二次医療圏などを考慮して保健所の所管区域を見直し、規模の拡大を図ることとされ、保健所の（⑤）が進められた。

【語群】

ア：健康危機管理	イ：疾病予防	ウ：水質管理	エ：環境整備
オ：地域保健法	カ：健康増進	キ：保健所法	ク：分散化
ケ：集約化	コ：社会経済		

問3 次の文は、感染症に関する記述である。文中の（ ）に当てはまる最も適当な語句を下記の語群から一つ選び、その記号を回答欄に記入しなさい。

- a 感染症の発生または流行には、その成立に3要因を必要とする。それは、感染源（病原体）の存在、感染経路の存在、（①）であり、この3要因の1つでも欠けると感染症は発生しないことになる。
- b 感染経路は大きく区分して直接伝播と（②）があり、さらにそれらは直接接触、垂直感染、空気感染、媒介物（動物）感染などに分類されている。
- c 細菌による感染症には、コレラ、（③）、腸チフス等がある。
- d 経済の発展による国際化の進展、つまり人、物の国際的な移動により、国際間の感染症の広がり可能性の増大などを背景に、1970年以降、少なくとも30以上のこれまでに知られなかった感染症を（④）という。
- e 近い将来克服されると考えられてきた結核、マラリア等の感染症を（⑤）という。

【語群】

- | | |
|----------------|-----------|
| ア：新興感染症 | イ：遺伝 |
| ウ：感受性のある個体（宿主） | エ：定期健康診断 |
| オ：間接伝播 | カ：非接触伝播 |
| キ：再興感染症 | ク：発疹チフス |
| ケ：結核 | コ：インフルエンザ |

問4 次の文は、環境衛生に関する記述である。文中の（ ）に当てはまる最も適当な語句を下記の語群から一つ選び、その記号を回答欄に記入しなさい。

- a （①）は、産業の急激な発展に伴う大気汚染の重要な因子であり、人体の気管支粘膜、眼結膜等の粘膜に影響を与え、閉塞性気管支炎、結膜炎、諸種の鼻症状などを出現する。わが国にもかつての四日市喘息の例などがある。
- b 浮遊粉じんのうち、特に粒径が2.5 μm以下であるPM2.5は、ヒトに対する発がん性や（②）・花粉症などのアレルギー性疾患との関連性が懸念されている。
- c 水中の分解可能な有機物が好気性菌によって安定な形にまで酸化分解されるのに必要な酸素の量を（③）という。
- d 日本においては、飲用しても一般的に問題がない水道水が実現しているが、塩素処理では死滅しない原虫の（④）など、耐塩素性病原生物への対応が問題となっている。
- e （⑤）は、石炭、石油、都市ガス等を燃料とするストーブ、湯沸器、ボイラーなどを使用した際の不完全燃焼の際に発生する有毒ガスで、酸素をおしのけてヘモグロビンと結合してしまい、体内での酸素取り込みを阻害する。

【語群】

- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| ア：窒素ガス | イ：二酸化炭素 | ウ：心筋梗塞 |
| エ：化学的酸素要求量 | オ：生物学的酸素要求量 | カ：クリプトスポリジウム |
| キ：亜硫酸ガス | ク：スピロヘータ | ケ：気管支喘息 |
| コ：一酸化炭素 | | |

洗たく物の処理に関する知識

問1 次の文は、繊維、織物の基礎知識についての記述である。文中の（ ）に当てはまる最も適当な語句を同じ番号の語群から一つ選び、その記号を回答欄に記入しなさい。

- a 織物の三原組織の中で、たて糸とよこ糸が1本ずつ交互に組み合わされた最も簡単な組織で、たて・よこの交差数（組織点）が一番多く、比較的丈夫であるのは、（①）である。
- b （②）とは、羊毛以外の繊維で作ったフェルトともいえるもので、織ったり編んだりせず布状にしたものである。（②）に用いられる繊維はウールとちがって縮絨する性質を持っていないため、接着剤を用いるなどして繊維同士を接着する方法が採用されている。
- c 繊維の鑑別で、糸を燃やしたとき、紙を燃やしたにおいがし、顕微鏡で繊維の側面をみるとねじれが観察されると（③）である。
- d 数cm以上もの長いパイルをもったニットを（④）というが、これは人造毛皮の1種である。長いパイルがその生命であるため、毛足のもつれ、収縮、艶や風合の変化に注意して取扱いをする必要がある。また、接着剤で裏打ちし、パイルを固定してあるものがあり、これらのなかにはドライクリーニングで接着剤が脱落するものがあるため、特に注意が必要である。
- e 特殊加工のひとつである特殊プリントの中で、（⑤）は織編物ばかりでなく天然皮革などにも行われているもので、ドライクリーニングで脱色、変退色しやすい。

【語群】

- | | | | | |
|-----|----------|-----------|----------|---|
| ① { | ア：平織 | イ：綾織 | ウ：朱子織 | } |
| ② { | ア：不織布 | イ：接着布 | ウ：キルティング | } |
| ③ { | ア：綿 | イ：絹 | ウ：レーヨン | } |
| ④ { | ア：ロングパイル | イ：スーパーパイル | ウ：ハイパイル | } |
| ⑤ { | ア：金属プリント | イ：顔料プリント | ウ：発泡プリント | } |

問2 次の文は、洗濯の原理・ランドリー資材についての記述である。文中の（ ）に当てはまる最も適当な語句を同じ番号の語群から一つ選び、その記号を回答欄に記入しなさい。

- a ドライクリーニングの対象品の多くは外衣であり、その主な汚れの構成成分のうち、ドライ溶剤とドライ機で落とせる汚れは（ ① ）であり、汚れ全体の 80～90%に達する。
- b 汚れのおちやすさを綿と絹と羊毛とで比較した場合、最もおちやすいものは（ ②-A ）であり、最もおちにくいのは（ ②-B ）である。
- c ドライクリーニングにおいて水を安全に使用方法としてチャージシステムがある。これは、溶剤中に少量の水を可溶化して安全に洗濯物を洗う方法である。この方法を用いて落とすことができる汚れは（ ③ ）である。
- d 洗剤の主成分である界面活性剤を水の中に入れると、水の界面張力を（ ④ ）働きをし、洗濯物に水をしみ込みやすくする。
- e 塩素系漂白剤に分類される次亜塩素酸ナトリウムは、塩素化作用があり毛、絹、ナイロン、（ ⑤ ）、一部の樹脂加工品などは黄変、分解するため使用できない。

【語群】

- ① { ア：油性汚れと不溶性汚れ イ：油性汚れと薬品で落とす汚れ
 ウ：不溶性汚れと薬品で落とす汚れ }
- ② { ア：A 綿 B 羊毛 イ：A 絹 B 綿 ウ：A 羊毛 B 絹 }
- ③ { ア：水溶性汚れ イ：油性汚れ ウ：不溶性汚れ }
- ④ { ア：上昇させる イ：低下させる ウ：維持する }
- ⑤ { ア：綿 イ：ポリウレタン ウ：レーヨン }

問3 次の文は、ドライクリーニング、ウエットクリーニングについての記述である。
文中の（ ）に当てはまる最も適当な語句を同じ番号の語群から一つ選び、その記
号を回答欄に記入しなさい。

- a ドライクリーニングでは、使用するドライ溶剤は（①）ため、水に馴染みやすい綿、麻、毛、絹の天然繊維等をふやけ（膨潤）させないので、型くずれが起きにくい。
- b ドライ溶剤に脆化・軟化・剥離しやすい素材は（②）であり、受付等での確認が重要である。
- c ウエットクリーニングにおいて、毛は湿潤状態で機械作用が加わることで、（③）するため、水洗いの対応がされていない毛製品に対しての機械力は揉みやタキ作用を加えないことが望ましい。
- d ドライクリーニングにおいてドライ溶剤の役割は（④-A）、ドライ洗剤の役割は（④-B）である。
- e ウエットクリーニングで使用する洗剤は、主に（⑤）を用いる。

【語群】

- ① { ア：親水性がない イ：親油性がない ウ：揮発性がない }
- ② { ア：スチロール製品 イ：ポリ塩化ビニル製品
 ウ：ポリウレタン合成皮革製品 }
- ③ { ア：フェルト収縮 イ：白化 ウ：強度低下 }
- ④ { ア：A 水溶性汚れの除去 B 不溶性汚れの除去
 イ：A 油性汚れの除去 B 水溶性汚れの除去
 ウ：A 不溶性汚れの除去 B 油性汚れの除去 }
- ⑤ { ア：アルカリ性の粉末洗剤 イ：アルカリ性の液体洗剤
 ウ：弱酸性～中性の液体洗剤 }

問4 次の表示は、JIS L 0001「繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法」により規定された繊維製品の取扱い絵表示である。各表示の意味を示す最も適当な語句を同じ番号の語群から一つ選び、その記号を回答欄に記入しなさい。



【語群】

- ① { ア：液温は、40℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。
イ：液温は、40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる。
ウ：液温は、40℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる。 }
- ② { ア：塩素系及び酸素系漂白剤による漂白処理ができる。
イ：塩素系漂白剤による漂白処理ができるが、酸素系漂白剤による漂白処理はできない。
ウ：酸素系漂白剤による漂白処理ができるが、塩素系漂白剤による漂白処理はできない。 }
- ③ { ア：ぬれつり干し乾燥がよい。 イ：日陰でのつり干し乾燥がよい。
ウ：日陰でのぬれつり干し乾燥がよい。 }
- ④ { ア：底面温度 200℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる。
イ：底面温度 150℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる。
ウ：底面温度 110℃を限度としてスチームなしでアイロン仕上げ処理ができる。 }
- ⑤ { ア：ウエットクリーニング処理ができる。通常の処理
イ：ウエットクリーニング処理ができる。弱い処理
ウ：ウエットクリーニング処理ができる。非常に弱い処理 }

令和3年度福岡県
クリーニング師試験問題
(実 技)

令和3年9月6日

指示があるまで手を触れてはいけません

【受験上の注意】

- 1 机の上には、「受験票」、「筆記用具」、「時計」以外のものを置いてはいけません。
- 2 試験時間は、10分間です。
- 3 この問題用紙のみ持ち帰って構いません。

洗たく物の処理に関する技能

(繊維の鑑別)

問1 別紙Aの5つの布①～⑤を外観や手ざわりから鑑別して、下記の「繊維の種類」の中から該当するものを1つだけ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

【繊維の種類】

ア：ナイロン イ：麻 ウ：ポリエステル エ：絹
オ：キュプラ カ：羊毛 キ：アセテート ク：綿

(シミの鑑別とシミ抜き剤)

問2 別紙Bの5つのシミを外観から鑑別し、下記の「シミの種類」の中から該当するものを一つだけ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

また、それぞれのシミについて最も適切なシミ抜き薬品等を下記の「シミ抜き薬品など」の中から一つだけ選び、その記号をシミ抜き薬品等の解答欄に記入しなさい。

ただし、シミ抜き薬品等は重複して選ばないこと。

【シミの種類】

① 油性ペン ② 泥 ③ 新しい機械油 ④ コーヒー
⑤ スス ⑥ 鉄サビ ⑦ マヨネーズ ⑧ 赤ワイン

【シミ抜き薬品など】

ア 石油系溶剤 イ ぎ酸
ウ ハイポ（チオ硫酸ナトリウム） エ たんぱく系シミ抜き剤
オ タンニン系シミ抜き剤 カ サビ取り剤
キ 過酸化水素 ク アンモニア
ケ ヨードカリウム コ のり状にしたご飯粒で揉みだし

令和3年度福岡県 クリーニング師試験
解答（筆記）

受験番号	
氏名	

衛生法規に関する知識

問1					問2				
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
ウ	ウ	イ	ア	ア	ウ	イ	イ	イ	イ

問3					問4				
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
イ	イ	ウ	ア	ア	ウ	イ	ア	ウ	ア

公衆衛生に関する知識

問1					問2				
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
ア	エ	オ	キ	ケ	ア	イ	カ	オ	ケ

（②、③は順不同）

問3					問4				
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
ウ	オ	ケ	ア	キ	キ	ケ	オ	カ	コ

洗たく物の処理に関する知識

問1					問2				
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
ア	ア	ア	ウ	イ	ア	ウ	ア	イ	イ

問3					問4				
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
ア	ウ	ア	イ	ウ	ウ	ウ	イ	ウ	ウ

令和3年度福岡県 クリーニング師試験
解答(実技)

受験番号	
氏名	

洗たく物の処理に関する技能

問1	(別紙A)				
	①	②	③	④	⑤
繊維の種類	カ	オ	イ	ク	エ

問2	(別紙B)				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
シミの種類	①	⑧	⑥	②	⑦
シミ抜き薬品など	ア	オ	カ	コ	エ